○中央選挙管理会告示第十九号

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件の全部を改正する件（平成十七年中央選挙管理会告示第八号）の全部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第八項の規定に基づき、衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次の表の上欄に掲げる衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ同表に定める基幹放送事業者及び回数とする。

衆議院名簿登載者の数	北関東選挙区		東京都選挙区	
	基幹放送事業者の名称	回数	基幹放送事業者の名称	回数
一人から九人まで	株式会社テレビ東京	一	日本テレビ放送網株式会社	一
十人から十八人まで	株式会社テレビ東京	二	日本テレビ放送網株式会社 株式会社ＴＢＳテレビ	一 一
十九人から二十七人まで	株式会社テレビ東京	三	日本テレビ放送網株式会社 株式会社ＴＢＳテレビ	一 二
二十八人以上	株式会社テレビ東京	四	日本テレビ放送網株式会社 株式会社ＴＢＳテレビ	一 三

○法務省告示第四百八十一号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日

法務大臣　滝　実

第一号中「東京都千代田区三崎町二丁目四番一号」を「東京都千代田区一ツ橋二丁目六番二号」に改める。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社テライ	大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目二番七号　プラスチック成形

○法務省告示第四百八十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日

法務大臣　滝　実

第二号の表に次のように加える。

チャイナパックジャパン株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目五番五号　帆布製品製造

○法務省告示第四百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日

法務大臣　滝　実

第二号の表に次のように加える。

信和サービス神戸有限会社	兵庫県三木市志染町中自由が丘二丁目五百四番地の二　とび
有限会社未来	兵庫県三木市吉川町渡瀬八十八番三　とび

○法務省告示第四百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日

法務大臣　滝　実

第二号イの表に次のように加える。

株式会社東洋化学	岐阜県関市下之保四千九百二十七番地の二　プラスチック成形

第二号ロの表に次のように加える。

三栄化学株式会社	愛知県名古屋市南区天白町五丁目三十八番地　プラスチック成形

○法務省告示第四百八十五号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成二十四年十一月二十二日

法務大臣　滝　実

名称	主たる事務所
島根県土地家屋調査士会	島根県松江市南田町二十六番地

○財務省
経済産業省告示第十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十一月二十二日

財務大臣　城島　正光

農林水産大臣　郡司　彰

経済産業大臣　枝野　幸男